

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業

優先交渉権者選定基準

令和7年1月17日

(令和7年6月6日修正版)

大津市企業局

目次

第1	優先交渉権者選定基準の位置付け	1
第2	優先交渉権者の選定方法	1
1	選定方法の概要	1
2	選定体制	1
第3	審査の手順	2
第4	参加資格審査	3
第5	競争的対話	3
第6	事業提案審査	3
1	技術点（全体方針及び事業実施）の審査	3
2	価格点の審査	4
3	優先交渉権者等の選定	4
第7	審査結果等の公表	4

第１ 優先交渉権者選定基準の位置付け

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、大津市（以下「本市」という。）が、本事業を実施する民間事業者を競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）により、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項等と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項等に定めるところによる。

第２ 優先交渉権者の選定方法

１ 選定方法の概要

本事業は、本市水道事業においても、浄水場体制再編に向けた浄水場更新事業であるとともに運転維持管理を含め、今後の強靱で持続可能な水道システムの構築にとって極めて重要な事業である。そのため、設計、工事、運転維持管理等の業務が円滑かつ確実に行われる必要がある。

従って、本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足について審査を行う「参加資格審査」と、技術対話を踏まえて提出された本事業に関する具体的な提案内容等を審査し、優先交渉権者を選定する「事業提案審査」の二段階に分けて実施する。なお、その後、本市と優先交渉権者は募集要項等に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、優先交渉権者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

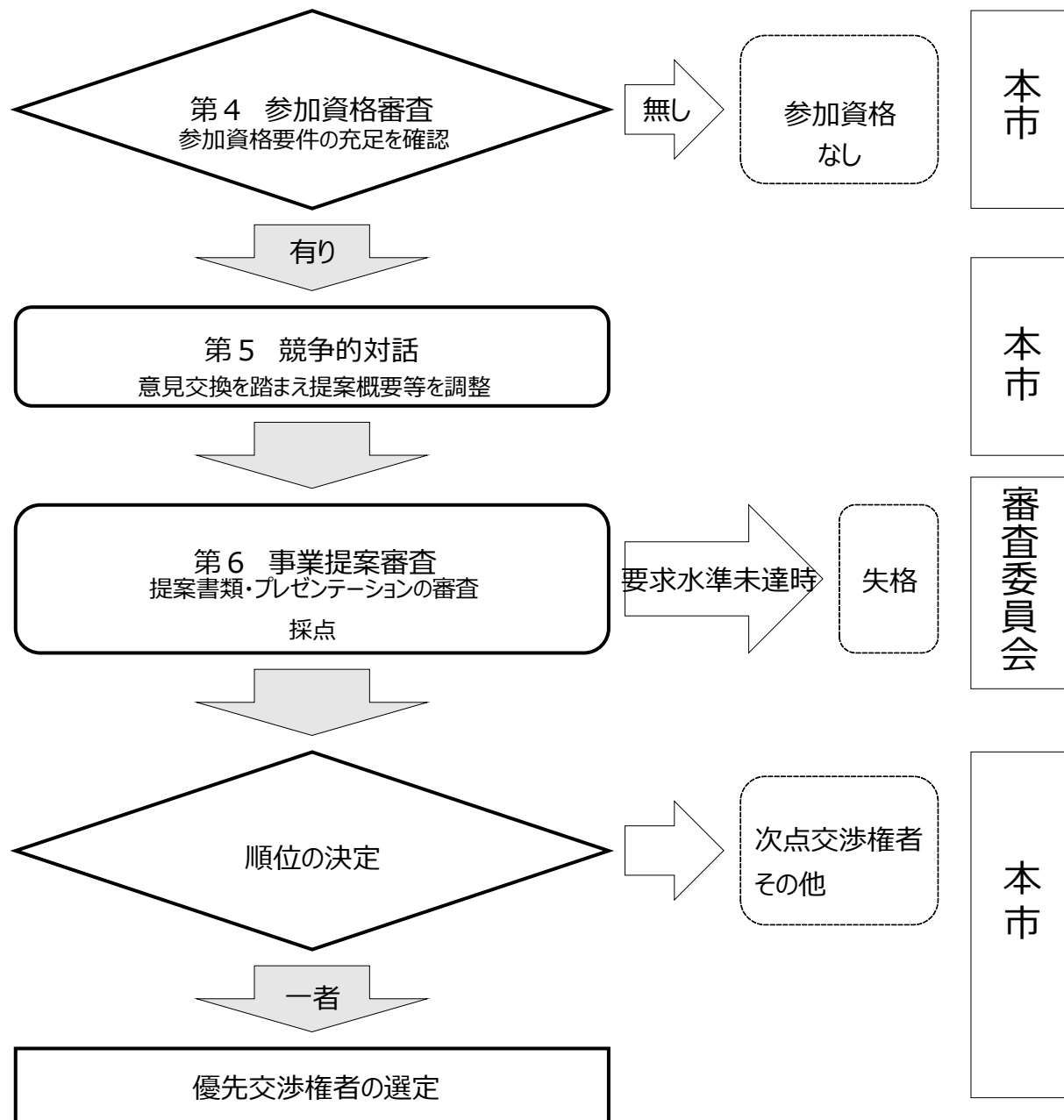
２ 選定体制

本市は、優先交渉権者を選定するにあたり、条例により、学識経験者を含む、大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。

本市は、審査委員会における評価を踏まえた上で、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3 審査の手順

審査の手順は以下のとおりである。



第4 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される参加資格審査に関する提出書類を基に、募集要項等に示す参加資格要件を充足しているかどうかについて、審査を行う。審査は本市が実施するものとし、参加資格要件を充足していない場合は失格とする。

なお、参加資格審査における確認内容は表1のとおりとする。

表1 参加資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成等	「募集要項第3 2(1) 応募者の構成等」の各項目	【様式2-1】参加表明書 【様式2-2】代表企業、構成企業役割分担表
応募企業、構成企業に共通の資格要件	「募集要項第3 2(2) 応募企業、構成企業に共通の資格要件」の各項目	【様式2-3】委任状（応募企業の場合は不要）
応募企業、構成企業の各業務を実施する者の資格要件	「募集要項第3 2(3) 応募企業、構成企業の各業務を実施する者の資格要件」の各項目	【様式2-4】参加資格確認申請書 【様式2-5】設計業務実績 【様式2-6】建設業務実績 【様式2-7】運転維持管理業務実績

※提出書類の様式については、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 提案書類記載要領・様式集において示す。

※参加資格要件の確認基準日は参加表明書、参加資格確認申請書の提出日とする。

なお、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

第5 競争的対話

競争的対話では、参加資格審査を通過した応募者に対し、本公募内容に対する参加資格者の理解を深め、提案における要求水準未達成の防止やより良い提案を得ること等を目的とした対話を行う。競争的対話の詳細は、参加資格審査を通過した者に連絡する。

第6 事業提案審査

評価項目の配点は、別表1「評価項目、評価の視点、配点及び対象様式」に記載のとおりである。

1 技術点（全体方針及び事業実施）の審査

審査委員会における審査では、提案書を審査するとともに、審査委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。なお、提案書の審査に先立って、要求水準等を達成しているかどうかについて、本市が、提案書の内容確認を行うことがある。提案書は、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 提案書類記載要領に示す「第1 3 提案書に関する提出書類」に基づき作成する。なお、「第1 3 4 提案書 添付書類」については、提案書を構成するものであるが、単独での評価対象となるものではない点に留意すること。

提案内容の評価については、審査委員会の各委員が別表1に掲げる評価項目に対応する様式ごとに評価の視点を踏まえ、提案内容について表2に基づき評価、採点を行った上で、各委員の得点の平均値を提案項目の得点とする。

なお、得点の算定は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表2 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	Bの評価に加え、提案内容、効果等が優れている。	配点×1.0
B	Cの評価に加え、提案内容が客観的な指標・検証・実績等に基づき、効果等の根拠を明確に示している。	配点×0.8
C	Dの評価に加え、その効果若しくは事業の質の向上が期待できる。	配点×0.6
D	Eの評価に加え、提案内容が具体的である。	配点×0.4
E	提案内容が要求水準等を満たしている。	配点×0.2
F	要求水準等未達	失格

各提案項目においては、事業期間中においてその実施の可否につき客観的かつ一義的に判断できるようにするという目的から、その実施を保証するか否かにつき明確な表現をもって記載すること（例えば、文脈上別異に解すべき場合を除き、「実施する」「行う」等の表現については実施を保証する表現と判断し、「目指す」「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない）。

2 価格点の審査

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点＝（最も低い提案価格÷各応募者の提案価格）×100

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

3 優先交渉権者等の選定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、上位2者をそれぞれ優先交渉権者、次点交渉権者として選定する。

第7 審査結果等の公表

審査結果等については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要等（優先交渉権者及び次点交渉権者の名称等）については本市のホームページにおいて公表する。

別表 1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式（500点満点）

評価項目（大項目／中項目）	評価項目（小項目）	様式	評価の視点	配点
1. 技術評価点				400
1-1 事業計画（事業全体）に関する事項				100
1-1-1 基本方針	本提案のコンセプト	様式3-1-1 様式3-1-2①②	・本市水道事業及び本事業の目的等の理解、特殊性への留意等 ・基本的な取組方針（本事業の安定性・安全性・確実性確保、スケジュールの工夫点・工期短縮への取組み等を含む）	15
	本事業の実施体制	様式3-1-3	・応募企業、代表企業、構成企業の役割分担、意思決定方法等 ・応募企業等の同種・類似事業の実績（運転維持管理業務については、現在受注中の実績であっても、複数年の業務委託（DBO・PFIを含む）の場合、1年以上の業務履行があれば運転維持管理実績として認めるものとする） ・本事業及び各業務の実施体制（JVの組織体制、セルモニタリングの体制、人員構成、協力企業等）、契約体系 ・各業務に従事する責任者、監理技術者等の資格及び実績	15
	本事業のイメージアップ	様式3-1-4	・本事業に関するイメージアップ対策	5
	本事業全体のリスク管理	様式3-1-5	・想定されるリスク、顕在化させない管理策、事象発生時の対応策	15
	二酸化炭素排出削減を始めとした環境対策や業務のデジタル化	様式3-1-6 様式3-1-7	・更新改良期間における環境面に配慮した事項 ・運転維持管理期間における環境面に配慮した事項 ・電気使用の効率化による節電方法（エネルギー使用量削減、二酸化炭素排出削減方法を含む） ・本市との情報共有手段のデジタル化 ・GX・DXに資する新技術等の導入 ・その他本事業を通じたGX・DXに資する取組	20
	地元貢献	様式3-1-8	・（特に更新改良業務での）地元企業の活用 ・（特に更新改良業務での）工事に使用する資材等について、市内で製造産出される資材又は市内事業者からの購入 ・（特に運転維持管理業務での）業務に必要な備品等の市内事業者からの購入 ・市内事業者の技術力の向上、担い手確保及び人材育成等につながる取組推進 ・地元経済ないし社会への貢献	20
	機器構成		・地元企業による更新、修繕が可能となるような汎用的な機器構成	10
1-2 更新改良に関する事項				160
1-2-1 事前調査（真野浄水場（真野取水場を含む）、仰木低区配水池、真野低区配水池）	地形測量及び応用測量	様式3-2-1	・実施範囲、実施内容	18
	地下埋設物調査		・実施範囲、実施内容	
	地質調査		・実施箇所、実施内容	
	アスベスト調査		・実施対象、実施内容	
	雨水・汚水排水路の調査		・実施範囲、実施内容	
	その他調査等		・その他調査等の実施範囲、実施内容	
1-2-2 真野浄水場の浄水施設の設計	浄水処理	様式3-2-2	・原水水質に対する浄水処理方式の確実性（適切な浄水水質維持）	24
	薬品注入方法		・薬品を確実に注入する方法（薬品注入設備の安全性等）	
	既存浄水施設の運転		・更新改良期間中の既存浄水施設についての安定的な運転確保	
	運転維持管理への配慮		・運転維持管理に配慮した浄水施設の設計	
	1系列停止時の対応		・1系列停止時に最大取水量が浄水処理できる施設・設備の構成	
1-2-3 真野浄水場の排水処理施設の設計	浄水処理が停止した場合の復旧方法	様式3-2-3	・非常時において浄水処理が停止した場合の早期復旧方法	6
	排水処理		・排水処理方式、施設規模、能力（排水処理の確実性等）	
	安定的な運用		・更新改良期間中の既存排水処理施設も含む安定的な運用（水理計算、水収支）	
1-2-4 真野浄水場（真野取水場を含む）の土木・建築施設（の整備に関する事項）	運転維持管理への配慮	様式3-2-4	・運転維持管理に配慮した排水処理施設の設計	15
	全体配置等		・更新改良施設の設定水位や全体配置、動線（見学者の動線計画を含む）等 ・建築基準法や各種法令等を遵守することは前提とした、周辺環境等に配慮した外観や場内整備の内容	
	土木・建築施設		・構造形式、基礎形式、場内配管、場内整備等	
	水密性、耐久性		・構造物の水密性、耐久性	
	新設構造物への影響		・既設構造物の撤去における新設構造物への影響	
1-2-5 真野浄水場（真野取水場を含む）の設備全般（の整備に関する事項）	耐震診断・補強方法	様式3-2-5	・必要な耐震性能を確保し、かつコストの観点で効率的な耐震補強を行うための方法	16
	機械設備及び電気計装設備		・機械設備及び電気計装設備の性能と操作性	
	監視制御設備		・監視制御設備の役割明確化及び操作内容	
	設備停止リスク		・設備停止リスクの低減策	
	取水制御方法		・真野浄水場から真野取水場への取水制御方法	
	送水制御方法		・真野浄水場から真野低区配水池及び仰木低区配水池への送水制御方法	
	BCP、リスク低減対策		・システム全体のBCPやセキュリティ対策等のリスク低減対策	
1-2-6 真野浄水場（真野取水場を含む）の施工計画等	負荷軽減	様式3-2-6	・本市の水道事業運営、事業者の運転維持管理、双方の負荷軽減に資する整備内容（DX、データ利活用）	13
	マルチベンダ対応		・監視制御設備のマルチベンダに対応した構成及び具体的方策	
	工程管理		・更新改良施設及びそれら全体の施工計画（工程表等）	
	既設浄水場の運転		・既設浄水場を運転しながらの施工	
	安全確保		・施工の安全性確保	
1-2-7 仰木低区配水池の土木・建築施設（の整備に関する事項）	周辺住民への配慮	様式3-2-7	・周辺環境に与える要因 ・浄水場周辺の車両交通への影響（渋滞等）に対する配慮	12
	切替及び試運転		・切替及び試運転の方法	
	全体配置等		・更新改良施設の全体配置等	
	土木・建築施設		・構造形式、基礎形式、場内配管、場内整備等	
1-2-8 仰木低区配水池の設備全般（の整備に関する事項）	水密性、耐久性	様式3-2-8	・構造物の水密性、耐久性	6
	耐震診断・補強方法		・必要な耐震性能を確保し、かつコストの観点で効率的な耐震補強を行うための方法	
	機械設備及び電気計装設備		・機械設備及び電気計装設備の性能と操作性	
1-2-8 仰木低区配水池の設備全般（の整備に関する事項）	送水制御方法	様式3-2-8	・仰木低区配水池から仰木第一配水池及び仰木高区配水池への送水制御方法	
	取込方法、既存システムとの関連		・加圧系システムへの取込方法、既存システムとの関連	

別表 1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式（500点満点）

評価項目（大項目/中項目）		評価項目（小項目）	様式	評価の視点	配点
1-2	1-2-9 仰木低区配水池の施工計画等	工程管理	様式3-2-9	・更新改良施設及びそれら全体の施工計画（工程表等）	13
		既設仰木低区配水池の運転		・既設仰木低区配水池を運転しながらの施工	
		安全確保		・施工の安全性確保	
		周辺住民への配慮		・周辺環境に与える要因 ・配水池周辺の車両交通への影響（渋滞等）に対する配慮	
		切替		・切替の方法	
	1-2-10 真野低区配水池の施工計画等	耐震診断・補強方法	様式3-2-10	・必要な耐震性能を確保し、かつコストの観点で効率的な耐震補強を行うための方法	14
		工程管理		・更新改良施設及びそれら全体の施工計画（工程表等）	
		既設真野低区配水池の運転		・既設真野低区配水池を運転しながらの施工	
		安全確保		・施工の安全性確保	
		周辺住民への配慮		・周辺環境に与える要因 ・配水池周辺の車両交通への影響（渋滞等）に対する配慮	
切替	・切替の方法				
1-2-11 真野低区配水池の設備全般（の整備に関する事項）	緊急遮断弁、電気計装設備	様式3-2-11	・緊急遮断弁、電気計装設備の性能と操作性	3	
1-2-12 品質管理計画及び工程管理計画	施設に対する各工事における整備の品質確保	様式3-2-12	・各工事（土木、建築、機械及び電気計装設備）における整備の品質確保（品質管理計画、工程管理等）	6	
	工程管理方法	様式3-2-13	・各工事の各工種について、準備、工場製作、現場施工、試運転等の工程表、工程管理方法		
1-2-13 設備更新、メンテナンス計画	更新改良・メンテナンス計画 全体最適構成	様式3-2-14	・本事業完了後のライフサイクルコスト低減に資する更新改良・メンテナンス計画 ・将来の設備更新時費用等、ライフサイクルコスト削減に資することが期待できる全体最適構成	4	
1-2-14 工事監理支援	更新改良業務に関する工事監理支援	様式3-2-15	・工事監理支援の方法	5	
1-2-15 セルフモニタリング	更新改良業務に関するセルフモニタリング	様式3-2-16	・更新改良業務のセルフモニタリング実施方法等（現状把握及び業務改善の仕組み、本市が実施する更新改良施設に対する工事監理との整合性等） ・本市水道事業を支える技術・ノウハウの集約及び本市職員の育成と技術継承	5	
1-3 運転維持管理に関する事項					110
1-3	1-3-1 運転維持管理の実施体制・計画	実施体制、業務管理体制	様式3-3-1	・業務を確実かつ円滑に実施するための体制 ・責任者や資格者の配置 ・指揮命令系統	22
		本市との調整、役割分担、協力体制	様式3-3-2 様式3-3-3	・設備の健全性の保持に資する本市との調整、役割分担、協力体制	
		既存の委託業者からの引継ぎ		・既存の委託事業者からの引継ぎ	
	1-3-2 更新改良施設の運転管理	浄水処理、薬品注入、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法	様式3-3-4	・更新改良施設についての水運用計画（取水及び送水）や原水水質の変動を考慮した浄水処理、薬品注入、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法（浄水施設、薬品注入設備、排水処理施設等の運転管理等）	6
	1-3-3 既存施設の運転管理	浄水処理、薬品注入、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法	様式3-3-5	・既存施設についての水運用計画（取水及び送水）や原水水質の変動を考慮した浄水処理、薬品注入、排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法（浄水施設、薬品注入設備、排水処理施設、加圧施設等の運転管理等）	12
		保安巡視業務（更新改良施設を含む）		・保安巡視業務	
	1-3-4 水質管理	浄水処理工程管理、水質検査計画、水安全計画作成支援	様式3-3-6	・浄水処理工程管理（水源から浄水工程の水質管理）、水質検査計画、水安全計画作成支援	12
		水質管理マニュアル		・水質管理マニュアル（浄水水質の安全性・安定性確保）	
	1-3-5 更新改良施設の保全管理	保守点検と補修・修繕、保全管理全般	様式3-3-7 (様式3-3-2)	・長寿命化に資する更新改良対象設備の保守点検と補修・修繕、保全管理全般 ・データの記録・保管・整理（業務での活用を見据えた体系的な整理）	6
	1-3-6 既存施設の保全管理	保守点検と補修・修繕、保全管理全般	様式3-3-8 (様式3-3-2)	・長寿命化に資する既存施設の保守点検と補修・修繕、保全管理全般 ・データの記録・保管・整理（業務での活用を見据えた体系的な整理）	12
		施設清掃業務		・施設の清掃方法、頻度、計画	
	1-3-7 セルフモニタリング	運転維持管理業務に関するセルフモニタリング	様式3-3-9	・セルフモニタリング実施方法等（現状把握及び業務改善の仕組み、本市が実施するモニタリングとの整合性等） ・業務指標の設定、管理目標値などを活用した定量的なモニタリング ・本市水道事業を支える技術・ノウハウの集約及び本市職員の育成と技術継承	6
	1-3-8 施設の計画補修・修繕	計画補修・修繕の方法、作業の留意点等	様式3-3-10 様式3-3-11 (様式3-3-2)	・更新改良施設の補修・修繕業務の実施方法、費用 ・既存施設の補修・修繕業務の実施方法および留意点 ・データの記録・保管・整理（業務での活用を見据えた体系的な整理）	12
		故障等発生時における対応・体制	・更新改良施設及び既存施設の故障等発生時における対応・体制		
	1-3-9 物品調達及びその他技術業務に関する事項	視察・見学者等対応	様式3-3-12	・視察・見学者等対応	12
薬品等各種調達管理		・薬品等の適切な管理、非常時を見越した調達先の選定等			
1-3-10 事業終了時の引継ぎ	引継ぎ方法	様式3-3-13	・事業終了に伴う市や次期事業者への引き継ぎ ・事業終了時における施設の機能確認	10	
1-4 水道施設全体に関する事項					30
2.価格評価点	1-4-1 災害及び事故対応に関する提案	緊急時対応	様式3-4-1	・災害・事故等の緊急時の対応、本市との連携、応援体制等	20
	1-4-2 本市水道事業における有益な提案（中央監視設備システム及び水道事業の広域連携について）	先進性・独自性・具体性	様式3-4-2	・他の審査項目で評価の対象とならなかった提案	10
		拡張性		・将来的な広域連携や施設の統廃合が必要となった際の円滑な移行 ・将来的な新技術導入等、幅広い選択肢を確保しうるマルチベンダ性、拡張性	
		水道情報活用システム		・水道情報活用システムの調査検討内容の展望	
2.価格評価点					100
2-1 費用に関する評価					100
2-1 費用に関する評価		提案価格		・提案価格を点数化して評価する。	100
3.総合評価点（1+2）					500